

令和6年度処遇改善手当について（デイサービスセンター）

令和6年5月まで（計：8%）

- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ（5.9%）
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1.0%）
- ・介護職員等ベースアップ支援加算（1.1%）



令和6年6月より（※1.0%アップ）

- ・介護職員等処遇改善加算Ⅱ（9.0%）

配分方法

1. 介護職員処遇改善手当分（5.9%→7%）

- ・介護職員（常勤・非常勤）に支給 ※社保加入者は常勤扱い
- ・加算額の50%を原資とする（残50%は賞与原資）

①	昇給分	令和6年在籍常勤介護職員の令和5年～令和6年の昇給分
②	時給増額分	令和6年在籍非常勤介護職員の令和4年～令和6年の時給増額分
③	昇給・増額見込額	令和7年の昇給、時給増額見込額
④	法定福利費	原資から①～③を引いた額の11%
⑤	介護福祉士手当	5,000円/月 ※非常勤は常勤換算数を乗じた数
⑥	請求担当手当	3,000円/月 ※請求担当者
⑦	非常勤職員手当	原資から①～⑥を引いた額を全職員数で割り、常勤換算数を乗じた額
⑧	常勤職員手当	原資から①～⑦を引いた額を常勤職員数で割った額

2. 特定処遇改善相当（1.0%→1.0%）

- ・常勤職員（正職・嘱託）に支給 ※社保加入者は常勤扱い
- ・2年目から支給（起算日は4月1日）

1グループ：管理者、2グループ：1グループ以外の介護職員、3グループ：その他の職員
 ※1，2，3グループの配分額が4：2：1になるように配分

①	法定福利費	各グループの原資の額の12.5%
②	特定処遇改善手当	各グループの原紙から①を引いた額を職員数で割った額

3. ベースアップ相当（1.1%→1.0%）

- ・常勤職員（正職・嘱託）に支給 ※社保加入者支給なし

①	時給増額分	令和6年在籍介護職員以外の非常勤職員の令和3年から令和6年の増額分
②	法定福利費	原資から①を引いた額の12.5%
③	ベースアップ手当	原紙から①、②を引いた額を常勤職員数で割った額